相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽栗郡柳津村一二〇番戸、最後の住所岐阜県羽島郡柳津村一二〇番戸

被相続人　亡　岩田　金作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

事務所岐阜県岐阜市天神町一番地の二

相続財産管理人　弁護士　廣瀬　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目二一番地二三、最後の住所静岡県焼津市小土一〇一〇番地の七

被相続人　亡　佐野　政知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

静岡県藤枝市岡出山一丁目七番一号

早川・池ノ谷合同司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　早川　清人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県木曽郡南木曽町吾妻四六七一番地六、最後の住所愛知県名古屋市天白区元八事三丁目九三番地小原ビル四階

被相続人　亡　小原　則隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

愛知県名古屋市中区錦三丁目五番三一号ジブラルタ生命名古屋錦ビル四階

相続財産管理人　弁護士　松隈知栄子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市東四九番地、最後の住所大阪府貝塚市堀七四二番地一

被相続人　亡　塚本　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀一七三九番地一、最後の住所兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀一七三九番地の一

被相続人　亡　正木冨貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

兵庫県高砂市米田町米田一〇二六番地の三

相続財産管理人　司法書士　森田　信夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市安心院町下毛一八一四番地、最後の住所兵庫県神戸市長田区東尻池町一丁目六番八号

被相続人　亡　重松淳二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

兵庫県尼崎市南塚口町一丁目一一番八号サウサービル三〇二号　籔内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　籔内　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県八束郡東出雲町大字揖屋町二五〇九番地一〇九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　須山　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

事務所島根県松江市南田町九五―一七あさひビル二階

相続財産管理人　弁護士　桐山香代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市浜乃木二丁目九番、最後の住所島根県松江市岡本町九四八番地

被相続人　亡　中西　正寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

島根県松江市大輪町四二〇―一九松原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　有理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉麻市上山田一一一七番地、最後の住所福岡県嘉麻市上山田一一七三番地一八

被相続人　亡　松本　光生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月四日

福岡県直方市新町三丁目一番六号

相続財産管理人　司法書士　井手口敬子

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十三年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月四日

北海道札幌市中央区大通東三丁目一番地十九

株式会社カナモト規約型確定給付企業年金

清算人　片桐　敦

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年11月4日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①旭化成ホームズ株式会社　②国土交通大臣(9)2739　③代表取締役　平居正仁　④東京都新宿区西新宿一丁目24番1号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿2―3―1　大阪府大阪市中央区城見2―2―53　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目24番1号　旭化成ホームズ株式会社　代表取締役　平居正仁

①嶋岡不動産　②京都府知事(3)00776　③嶋岡常雄　④京都市南区久世大築町2番地　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都市南区久世大築町2番地　嶋岡不動産　嶋岡常雄

①日康　②大阪府知事(5)41399　③堀内武義　④大阪府堺市北区北花田町2丁66番地　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市北区北花田町2丁66番地　日康　堀内武義